

省エネ住宅ポイント制度

省エネ住宅ポイントを活用して、住まいを快適にするチャンスです!!



省エネ住宅ポイント制度って何?



省エネ住宅ポイント制度は、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して**一定のポイントを発行し**、これを使って**様々な商品との交換や追加工事の費用に充当**することができる制度です。

エコリフォームの場合、工事内容に応じ **3,000~120,000ポイント**が発行されます。

1戸あたり上限300,000ポイント発行

※ただし、耐震改修を行う場合は、さらに150,000ポイントが上限とは別に追加されます。

●対象となるエコリフォームとポイント数

① 窓の断熱改修

	内窓設置・外窓交換※1	ガラス交換※2
大	20,000ポイント	8,000ポイント
中	14,000ポイント	5,000ポイント
小	8,000ポイント	3,000ポイント

窓や、ガラスの大きさによって大・中・小と区分されています。大きさの詳細は国土交通省のHPで確認するか係員にお尋ねください。

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修(部分断熱可)

外壁	120,000ポイント (60,000ポイント)
屋根・天井	36,000ポイント (18,000ポイント)
床	60,000ポイント (30,000ポイント)

()内は部分断熱の場合の発行ポイント数です。

左記の①、②または③と併せて実施するとポイントが発行されます。

③ エコ住宅設備の設置

対象の下記エコ住宅設備のうち**3種類以上**を設置

太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽	高効率給湯機	節湯水栓
24,000ポイント	24,000ポイント	24,000ポイント	24,000ポイント	3,000ポイント

※①、②の断熱改修及び③、Bのエコ住宅設備は、事務局に登録された製品のみが対象です。

A バリアフリー改修

手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張
6,000ポイント	6,000ポイント	30,000ポイント

B 対象のエコ住宅設備のうち3種類未満を設置

C リフォーム瑕疵保険への加入

1契約当たり **11,000ポイント**

D 耐震改修

1戸当たり **150,000ポイント**

何と交換できるの?

即時交換可能!!

1) 追加で実施する工事費用への充当

エコリフォームに追加で実施する工事にポイントを工事費用として充当することが可能です。

ご注意 ポイントの発行対象となった工事費用への充当はできません。追加で実施する工事費用への充当ができます。

2) 商品への交換または環境寄附など

- 省エネ・環境配慮に優れた商品
- 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品、復興支援)
- 全国で使える商品券・プリペイドカード(商品の提供事業者が環境寄附を行うなど、環境配慮型のもの)
- 環境寄附、復興寄附

いつまでなの?

●ポイントの発行対象となる工事の期間

平成26年12月27日以降に契約～平成28年3月31日までに**工事着手**※
平成27年2月3日以降(予算成立日以降)に**工事完了**となること

※ポイントの発行対象工事を含む工事全体の着手

●ポイント発行申請の期間

受付開始:平成27年3月上旬
(事務局選定後に公表)

期限:予算の執行状況に応じて公表
※遅くとも、平成27年11月30日までは締め切ります。

●ポイント交換申請の期間

受付開始:平成27年3月上旬
(事務局選定後に公表)

期限:平成28年1月15日

●省エネ住宅ポイント制度に関する詳細は国土交通省のホームページをご覧ください。

省エネ住宅ポイント制度 国交省